

令和9年度 会津美里町
地域おこし協力隊(農業担い手)募集要項

会津美里町では、農業を基幹産業として水稻栽培(県内7位・町村トップ、全国94位/1,718)を中心にきゅうり(県内8位・全国28位)やアスパラガス(県内5位・全国77位)、果樹など、肥沃な土壌を生かして様々な作物が栽培されています。

また、田園風景が広がる本町において、農業は農作物の生産だけでなく、農地の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観や昔から連綿と続く地域コミュニティの形成などの重要な役割を担う産業です。

しかしながら、その基幹産業を担う農業者の平均年齢が約64才(令和8年現在)と高齢であるため、今後、急速に離農が進み、担い手の不足が懸念されています。このため農業担い手の確保が課題となっています。そこで、町では基幹産業である農業を維持し、広大な農地を将来にわたり適正に管理していくため地域農業の担い手として「地域おこし協力隊」を募集します。

※県内全国順位はジャパネクロップス(農林水産省 作物統計データ)に基づく

1. 募集人数

地域おこし協力隊員(農業担い手) 1名程度

※ただし、採用水準を満たす者のみの採用とし、満たさない場合は採用しない。

2. 活動内容

新たな地域農業の担い手を目指し、農業従事者や農業法人等のもとで農業技術や経営のノウハウを習得します。あわせて、農業振興と地域活性化に寄与する活動にも取り組みます。

(1) 隊員は、会津美里町の会計年度任用職員として採用し、受入れ法人等での農業研修を通じ栽培技術を習得します。

※最初の1～2年目は、水稻を中心とした研修となります。3年目も水稻を中心としながら、独立後の園芸作物として、きゅうり、アスパラ等(その他希望する作物も取り入れることも可能)の研修となります。

(2) SNS(インスタグラム)を運用し、地域おこし協力隊の活動を広く知っていただくとともに、会津美里町産農産物のPRに取り組みます。

(3) 農作業に必要なとなる資格を習得します。

(4) 本町の歴史や文化に触れながら、地域住民や事業者と連携し、地域に根差した農業の後継者を目指します。

(5) 隊員の経験やスキルを十分に発揮し、農業振興のための事業の企画・実施に取り組みます。

3. 募集条件

以下(1)～(7)のすべてに該当する方

(1) 次のいずれかに該当する方

ア 現在、三大都市圏の地域又は地方都市(条件不利地域は除く)に住所を有する方

※3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

※条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定を有する市町村をいう

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法②山村振興法③離島振興法

④半島振興法⑤奄美群島振興開発特別措置法⑥小笠原諸島振興開発特別措置法

⑦沖縄振興特別措置法

イ 他の地方自治体において、地域おこし協力隊として、同一地域で2年以上活動し、かつ解嘱1年以内の方

ウ 他の地方自治体において、語学指導等を行う外国青年招致事業参加者として2年以上活動し、活動終了から1年以内の方

エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

(2) 採用が決定し委嘱された後は、会津美里町に住民登録して生活の拠点を移すことができる方

(3) 心身共に健康で、地域住民や関連団体と積極的に関わり、意欲的に関係を築こうと努力できる方

(4) 協力隊活動終了後、会津美里町で起業、就業して定住する意思のある方

(5) 普通自動車運転免許を所持している方

(6) 基本的なパソコン操作(ワード、エクセル、パワーポイント、メール等)ができる方

(7) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

※以下①～④に該当しない方

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②会津美里町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③人事委員会又は公正員会の委員の職であって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 雇用形態

地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する第1号会計年度任用職員

5. 活動地域及び勤務地

①	活動地域	主として会津美里町本郷地域
	勤務地(受入先)	株)米夢の郷 〒969-6144 会津美里町福重岡字桜ノ下27番地

6. 勤務時間等

- (1) 勤務日数:週4日
- (2) 勤務時間:原則8時30分～17時15分(途中お昼休み1時間:7時間45分)
※ただし、時期及び作業内容により午前5時から午後8時までの間で
7時間45分の勤務になる場合があります。
- (3) 休 日:祝日・年末年始(休日等に出勤の場合は振替となります)
- (4) 休 暇 日:受入れ法人等及び会津美里町と協議の上、決定します。
- (5) そ の 他:勤務日時、休暇等の詳細は、受入れ法人等と協議の上決定します。

7. 雇用期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日

(最長で3年間継続可能とし、毎年度、面接により成果等を検証し、継続更新についての判断を行う)

8. 給与等

月 額:190,000円(月末締、翌月21日※に支給)

※所定の活動時間を下回った場合は、その分を減額することがあります。

※支給月の21日が土日祝日となる場合は、その直前の営業日に支給となります。

※採用日や金額改定等により支給額が変更となる場合があります。

期末手当:あり(年2回:6月、12月)

9. 福利厚生

社 会 保 険:加入

有給休暇及び特別休暇:あり

家 賃 助 成:月額45,000円を上限に助成

引 越 助 成:引越しに係る運送費等について100,000円を上限に助成

ただし、同居家族がいる場合、150,000円を上限に助成

敷金礼金助成:90,000円を上限に助成

自 己 研 鑽 費:年間100,000円を上限に助成

起 業 助 成:協力隊2年目から、任期終了後3年以内に町内で起業または事業承継をする場合、起業に要する費用を一部助成

そ の 他:活動に支障がない範囲で、個人事業の運営、副業なども可能。

10. 住居等

住居はご自身でご用意いただきます(物件探し等は相談に応じます)。

自家用車を用意していただくことをお勧めします。

(自家用車がない場合、本町の生活に大きな制限が生じる可能性があります)

11. 選考方法

(1) 1次選考(書類選考)

応募書類による審査を行います。

1次選考結果は文書で通知します。

(2) 2次選考(面接試験)

1次選考の合格者に対し会津美里町役場において面接試験を行います。

日時等の詳細は、1次選考結果通知の際にお知らせします。

(3) その他

応募に係る費用(書類郵送代、交通費、宿泊費等)は個人負担となります。

12. 応募手続き

(1) 応募方法

次の提出書類を下記応募先まで、郵送又は持参して下さい。

提出された応募書類は返却いたしません

① 会津美里町地域おこし協力隊応募用紙(別紙様式)

② 運転免許証の写し

③ 住民票抄本(本籍地記載不要)

(2) 応募先

〒969-6292

福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

会津美里町役場 にぎわい創造課交流推進係 宛

(3) 応募受付期間

令和8年8月17日(月)～令和8年10月30日(金)

13. その他注意事項

(1) 住民票の異動は必ず採用日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。

(2) 選考において、合格者がいなかった場合は、募集人数に係わらず、本募集期間において、「採用者なし」とすることがあります。また、その場合は、再度の募集を行う場合があります。予めご了承ください。